幼児教育・保育の無償化（預かり保育料分）の償還手続き

C１

手順１ 保育の必要性の認定（必要書類を提出）

手順２ 預かり保育料を幼稚園に支払い

手順３ 預かり保育料の償還を千葉市へ請求（幼稚園経由）

手順４ 千葉市から保護者口座に支払い（3 か月ごと）

※　この案内では手順３の手続きについてお知らせしています。

１　提出方法・必要書類

・保護者は在籍する幼稚園経由で償還手続きの申請を行ってください。
・幼稚園が設定する提出期限内に、必要書類を揃えて幼稚園へご提出ください。

【必要書類】
ア　施設等利用費交付申請書兼請求書　　・・・原本
イ　預かり保育料の領収証　　・・・コピー可
ウ　特定子ども・子育て支援提供証明書　・・・原本
※イ、ウに替えて、イ、ウを統合した「特定子ども・子育て支援に係る領収証兼提供証明書」を提出する場合は原本の提出となります。

２　提出期限・支払予定

・施設等利用費交付申請書兼請求書等の提出時期は、年４回（7 月、10 月、1 月、4 月）となります。
・千葉市から保護者の口座へ振り込みます。
（振込先の口座名義は必ず申請者と同一の名義にしてください。口座名義と申請者名が一致しない場合、振込が次回以降に順延することがあります。）

＜年間スケジュール＞

対象月	在籍する幼稚園への提出期限	支払予定	備考
4～6 月分	7 月 （幼稚園が設定する期限まで）	9 月末	・提出が遅れた場合 支払予定 9 月末⇒12 月末となります
7～9 月分	10 月 （幼稚園が設定する期限まで）	12 月末	・提出が遅れた場合 支払予定 12 月末⇒翌 3 月末となります
10～12 月分	1 月 （幼稚園が設定する期限まで）	3 月末	・提出が遅れた場合 支払予定 3 月末⇒6 月末となります
1～3 月分	4 月 （幼稚園が設定する期限まで）	6 月末	・提出が遅れた場合 支払予定 6 月末⇒9 月末となります

３　書類審査

・保護者から請求いただいた書類を元に千葉市で審査します。
・請求いただいた書類に記入漏れ等がある場合は、千葉市から直接保護者に連絡します。
　※審査の結果、実際の支給額は申請された請求額と異なる場合があります。
・修正液、修正テープ、消せるボールペンは使用しないでください。書き間違えた場合は、間違えた箇所に二重線を引いて、訂正印をお願いします。
・預かり保育料の償還払いについて、遡って請求ができる期間は２年間です。２年以上経過した利用分については、時効により請求ができなくなりますのでご注意ください。

４　支給額（預かり保育料分）

・支給額は、利用日数に応じた額（利用日数×490 円）が限度となります（月額最大 12,300 円まで）。
・支給限度額と預かり保育料の支払額を月毎に比較して、低い方の額が支給額となります。
・おやつ代などは、保護者の負担となります。

【算定例（下記請求書の記入例参照）】（100 円/時間の場合）

【園児の利用日数】　20 日（１日３時間）

≪支払った金額(a)≫　100 円/時間×３時間×20 日＝6,000 円・・・(a)

≪対象額(b)(490 円×利用日数)≫　490 円×20 日＝9,800 円・・・(b)

≪a と b の金額の低い方を記入(c)≫
(a) 6,000 円 ＜ (b) 9,800 円より、(c) 6,000 円（＝請求額）を支給（ただし最大 12,300 円まで）

＜施設等利用費交付申請書兼請求書の記入例＞

「５．在籍園の預かり保育事業における施設等利用費の償還払い請求の内訳」

利用年月	園に支払った金額(a) ※1	利用日数	対象額(b) (490×利用日数)	請求額※2, ※3 (aとbの金額の 低い方を記入)
令和● 年　● 月	**6,000** 円	**20** 日	**9,800** 円	**6,000** 円

問い合わせ先（幼児教育・保育の無償化について）

千葉市こども未来局　幼児教育・保育部　幼保運営課　幼児教育振興班　電話 043-245-5100